

# 消防日春西報

第5号

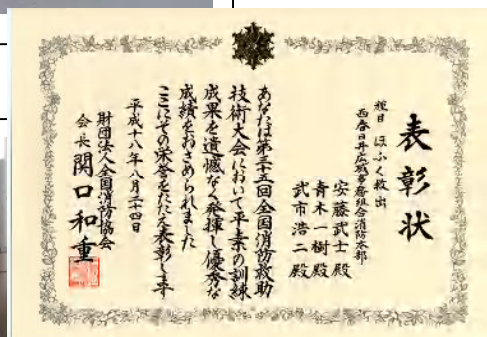


# 119



8月4日三重県消防学校において消防職員救助技術東海地区指導会が開催され、西春日井広域消防からも団体の部（引揚救助・ロープ応用登はん・ほふく救出）個人の部（はしご登はん）の4種目に出場しました。

なかでも、ほふく救出に出場した安藤武士消防司令補、青木一樹消防士長、武市浩二消防士は、東海地区第1位の成績で全国消防救助技術大会の出場権を得て、8月24日に北海道で開催された全国大会へ出場し優秀賞を獲得しました。



## 火事と救急は119番

西春日井広域事務組合

消防本部・東消防署	北名古屋市井瀬木狭場15番地	Tel0568-22-2511
東消防署西春出張所	北名古屋市西之保光明田68番地	Tel0568-24-0119
西消防署	清須市西田中白山88番地	Tel052-409-2119
東部休日急病診療所	北名古屋市九之坪白山39番地	Tel0568-23-0122
西部休日急病診療所	清須市西枇杷島町花咲84番地	Tel052-503-8277

## 東消防署にAED設置

西春日井広域事務組合では、緊急出動に備え救急車、救急支援用車両にAEDを積載しておりますが、来署された方などに不測の事態が発生した場合に備え東消防署玄関内にAEDを設置しました。

また、今後は西消防署、西春出張所へ順次設置していく予定です。



## 救命講習会受講者募集

当本部では、「もしも」の時に役立つ応急手当の方法を広く住民の皆さんに知っていただくために、下記の予定で普通救命講習（AED取扱を含む。）を開催いたします。ぜひ、この機会に応急手当の方法を習得して下さい。

### ○ 普通救命講習

11月 5日（日）9時30分から12時30分まで  
清須市新川体育館学習室

### ○ 上級救命講習

11月19日（日）9時30分から18時30分まで  
北名古屋市健康ドーム東西会議室

- ・ 受講定員は、いずれも30名程度です。（定員になり次第締め切ります。）
- ・ 各講習とも受講受付は、講習日の2週間前から前日までです。
- ・ 受講資格は、西春日井広域事務組合管内（清須市、北名古屋市、豊山町、春日町）在住、在勤、在学等の方です。
- ・ 受講料は、無料です。なお、受講された方には講習修了証を交付いたします。
- ・ 上記予定以外にも救命講習会を開催する予定（各市町広報誌、西春日井広域ホームページに掲載）です。
- ・ 毎月19日の『防火の日』にあわせた普通救命講習は随時開催しています。

問合せ先・受付

西春日井広域事務組合消防本部 消防課  
月～金曜日 8時30分から17時00分  
電話番号 0568-22-4954（直）



発行（平成18年10月1日）

西春日井広域事務組合消防本部・総務課  
北名古屋市井瀬木狭場15番地

電話番号 0568-22-4912

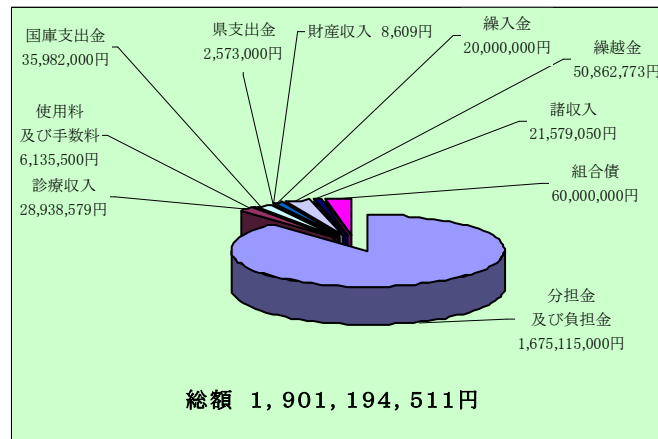
E-mail [seishunkouiki-119@proof.ocn.ne.jp](mailto:seishunkouiki-119@proof.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~n-kouiki>

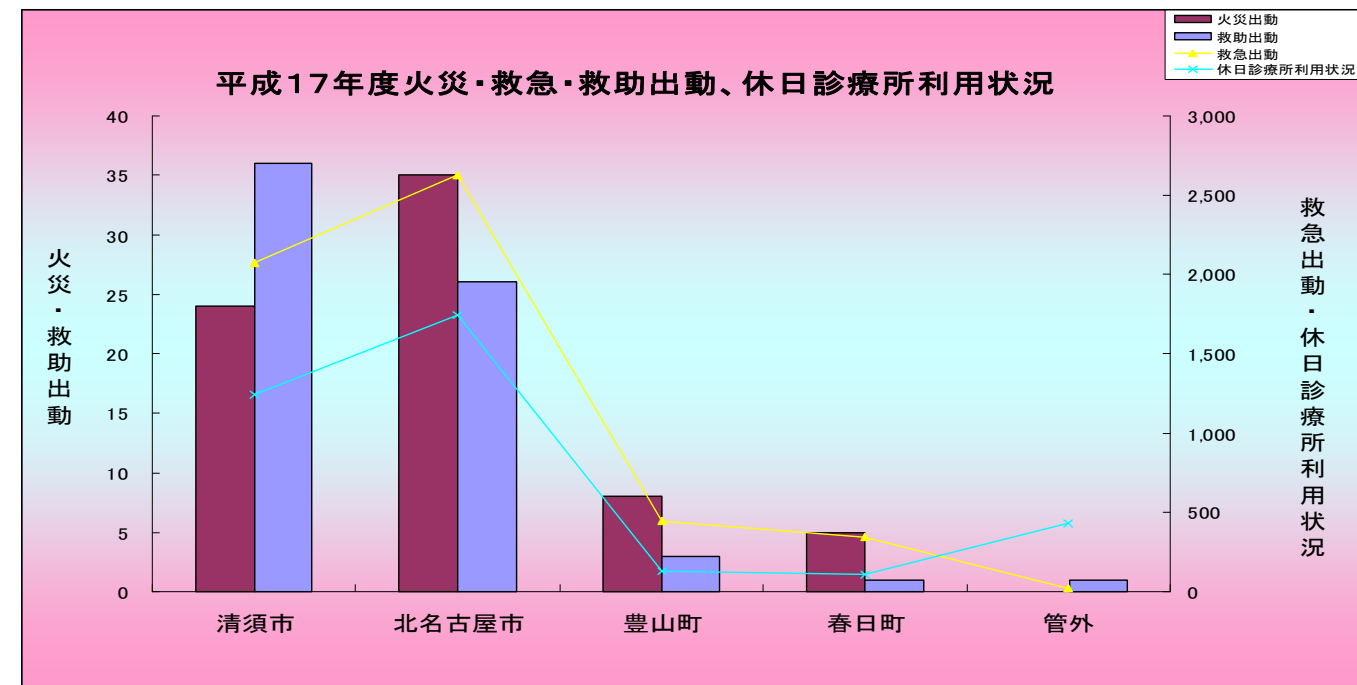
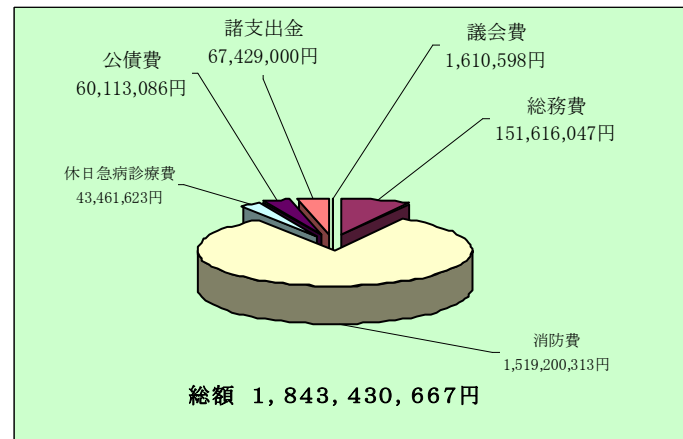


# 平成17年度決算の概要

(歳入)



(歳出)



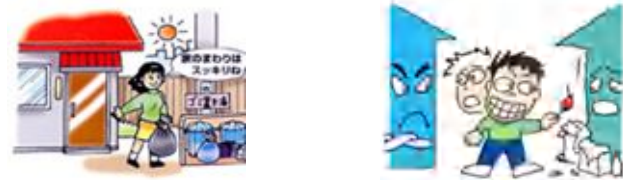
	火災出動	救急出動	救助出動	休日診療所利用状況
清須市	24件	36件	2,073件	1,239人
北名古屋市	35件	26件	2,624件	1,745人
豊山町	8件	3件	448件	127人
春日町	5件	1件	345件	106人
管外	-	1件	19件	430人
合計	72件	67件	5,509件	3,647人

## 放火されないために!

平成17年度の西春日井広域の管内火災は、72件を数え市町別では、グラフや表のようになっています。しかし、原因別みると放火、放火の疑いが一番多く13件(18.1%)となっています。

### 放火されないためのチェックポイント

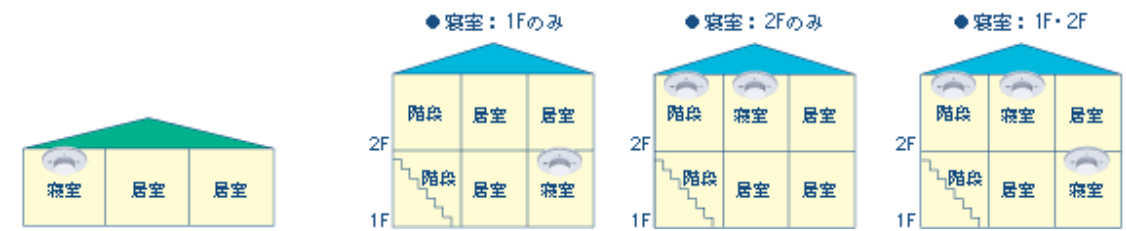
- 自宅の周りに可燃物などを放置しない。
- ゴミは、収集日に出す。
- 物置、車庫などは、施錠をする。



## お知らせ “住宅用防災機器の設置が義務化されました”

消防法改正に伴い、本組合火災予防条例の一部が改正され、全ての戸建住宅や共同住宅（自動火災報知設備が設置されているものを除く。）に住宅用防災機器の設置が義務付けられました。住宅用防災機器は近年、住宅火災による死者数が急増しており、死に至った原因の約7割が「逃げ遅れ」ということから早く火災に気付いてもらい、「逃げ遅れ」を無くするというものです。新築住宅は既に（平成18年6月1日から）住宅用防災機器を設置していただいておりますが、既存の住宅については平成20年5月31日までに設置していただくことになります。住宅用防災機器を設置しなければならない主な場所は、寝室（就寝に使用する部屋）及び寝室に使用する部屋がある階の階段部分です。寝室は、就寝に使用する部屋ですので、就寝を伴う子供部屋及び老人の部屋にも設置が必要です。

### 設置例



### 悪質な訪問販売に注意しましょう!

消防本部（消防署）では、住宅用防災機器を直接販売したり、販売を業者に委託することはありません。悪質な訪問販売（不適正な価格、無理強い販売など）に注意してください。

（問合せ先：西春日井広域事務組合消防本部予防課 Tel 0568 22-2511）



8月31日 清須市西枇杷島町在住の山本みつさんに、西枇杷島町地内で発生した急病救急事案に際し救急車到着までの間において積極的に救命処置を実施した行為への感謝を表し、西春日井広域事務組合消防本部消防長から感謝状並びに記念品が贈呈されました。

## 防 災 訓 練



9月1日の『防災の日』をはさんで8月下旬から9月中旬に西春日井広域事務組合管内の市町各所で防災関係機関、地域住民が参加し防災訓練が行われました。